

# 『延喜式』卷一七の写本系統と本文校訂

Manuscript Lineages and Critical Edition of Scroll 17 of the *Engishiki*  
OGURA Shigeji

小倉慈司

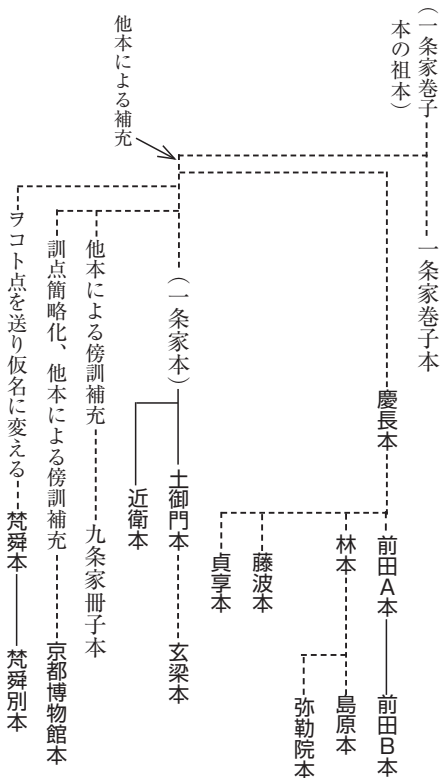
はしがき

『延喜式』校訂文は、新訂増補国史大系など長らく版本を底本とした校訂文が利用されてきたが、訳注日本史料において、虎尾俊哉氏により初めて写本を底本とした校訂文が示された。しかし虎尾氏は写本調査を詳細に行なわれたものの、最終的に写本系統を描くことは断念されたこともあり、作成された校訂文はこれまでの版本に引きずられているところが少なくない〔小倉二〇一八c〕。

そこで現在進行中の「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」プロジェクトでは、写本系統研究を踏まえた上で、新たな校訂文を作成することを目標の一つに掲げた。本稿はその作業の一環として、卷一七内匠式につき、写本系統に検討を加え、さらにそれに基づいて作成した校訂本文を示すものである。

## 一 卷一七の写本系統

別稿にて検討を行なった卷五については、次のような写本系統図を描くことができた〔小倉二〇一八b c〕<sup>(1)</sup>。



このうち、ゴチックで表記した一四の写本および泉亭本（賀茂別雷社所蔵泉亭文庫本）が巻一七を有しており、巻五を欠く東京国立博物館所蔵九条家旧蔵本は巻一七も欠いている。一方、巻五を欠き巻一七を有する写本としては、壬生本（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵壬生家旧蔵本）が存在する。そこで、巻一七の写本のうち前田A本（前田育徳会尊経閣文庫所蔵前田家旧蔵本二種のうちの二）の転写と考えられる前田B本（同文庫所蔵前田家旧蔵本二種のうちの二）を除いた一五の写本を取り上げて、以下、写本系統を検討することとしたい。

（一） 土御門本と近衛本の関係

巻五において土御門泰重が元和三年（一六一七）から四年にかけて一条家本を転写したと見られる土御門本（国立歴史民俗博物館所蔵土御門家旧蔵本）と並んで江戸中期写の近衛本（京都大学附属図書館所蔵近衛家旧蔵本）が優れた写本であることが明らかとなった（小倉二〇一八a）が、まずは巻一七における両写本の関係について述べたい。

共に朱点・傍訓を持つことは巻五と同様であり、半葉九行で字詰めは一三〜一七字程度である。やはり字詰めは両本で完全に一致しないが、巻五のように近衛本の方が親本の字詰めを尊重しているとまで言えるかどうかは不明である。ただし土御門本は表1に例示するように誤字や脱字が若干目立ち、基本的には近衛本の方が書写態度が丁寧である印象を受ける。

なお、土御門本と近衛本の親本が同じであったと考える上で障害となるのが、22腰輿条「短功一百四人」の分注である。近衛本では「工九十五人半、夫八人半」と記されるのに対し、土御門本は「工九十……夫八人半」となっている。近衛本の方が書写時期は後であるから、近衛本書写の段階では判読できた親本の文字が土御門本書写の段階で判読できなかつたと考えることは難しい。巻五とは異なり、巻一七では両写本

表1 土御門本と近衛本の文字の異同例

30 大寒日条	24 牛車条	9 革筥条「椽繩一疋三丈」分注	7 朱漆器条	6 漆器条	同条	4 五月五日条「軟障台一基」分注	3 諸節条「軟障台六基」分注	1 大極殿飾条「高御座」分注		
(ナシ)	輦輻料檻	革筥二	敬王子	水槽一口	但軟障十基	南西二門	西二門	四門	土御門本	近衛本
	輦輻料檻	革筥工	撃子	水槽一日	但軟障台十基	南西二間	西二間	四間	藤波本	泉亭本

(注) 6条の事例を除いては、いずれも近衛本が正しい。

表2 土御門本の誤写・誤脱を共有する写本

30 大寒日条	24 牛車条	9 革筥条「椽繩一疋三丈」分注	7 朱漆器条	同条	4 五月五日条「軟障台一基」分注	3 諸節条「軟障台六基」分注	1 大極殿飾条「高御座」分注			
(ナシ)	輦輻料檻	革筥二	敬王子	但軟障十基	南西二門	西二門	四門	土御門本	藤波本	泉亭本
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

の親本は別であった可能性が高いということになる。ただし全体としては、朱点にいたるまで両写本は似通っている<sup>②</sup>ので、両写本の親本は極めて近い関係にあったと言いうことができるであろう。

(二) 土御門本系統の写本

先に掲げた土御門本における近衛本には見えない誤写・誤脱について、共通して有する写本が他に二点存在する(表2参照)。

泉亭本は小倉二〇一八bの段階では未調査であったが、その後、巻五が土御門本の転写本(直接の転写でない可能性も含む)であることを確認しており、それが巻一七でも裏付けられたということになる。

一方、藤波本(宮内庁書陵部図書寮文庫旧蔵本)は、巻五では土御門本系統ではなく、慶長本(国立公文書館所蔵紅葉山文庫慶長写本)の系統であったことが確認されている。しがたつて藤波本においては巻五と巻一七では親本の系統が異なっていたということになるであろう。

次に巻五において土御門本・近衛本と同系統とみなした玄梁本(無窮会専門図書館井上文庫所蔵玄梁・芝崎文庫旧蔵本)について述べたい。玄梁本は標目など多くの書入れが存在するが、巻五においては土御門本独自の誤字・脱字を共有しており、土御門本の転写本(直接の転写でない可能性も含む)と判断した。しかし巻一七では先に掲げた土御門本・泉亭本・藤波本に共通する誤字誤字は共有しておらず、近衛本のほか、壬生本(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵壬生家旧蔵本)や京都博物館本(京都国立博物館所蔵京都博物館旧蔵本。以下、京博本と略称)と近い関係にある。この点は後ほど検討を加えたい。

土御門本の誤字・誤字のなかで注目されるのは、「官本」および版本との関連である。貞享本(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵坊城俊方貞享五年書写本)には巻によって「官本」などによる校訂がなされており、巻一七にも六か所「官本」との異同が確認できる。「官本」とは幕府関係者の場合は紅葉山文庫本を指すが、公家の場合には禁裏本を指すと考えられる。

この貞享本における「官本」書入れ箇所は以下の通りである(表3)。  
このように、いずれも貞享本書入れの「官本」は土御門本と一致し、

表3 貞享本における「官本」との異同書入れ

1 大極殿飾条「高御座」分注	鏡廿面	鏡廿五面	「五ノ字官本无之」 <sup>4)</sup>
同	四門	四間	「官本作門」
3 諸節条「軟障台六基」分注	西二門	西二間	「官本作門」
4 五月五日条「軟障台二基」分注	南西二門	南西二間	「官本作門」
8 瓜刀条「刀子廿枚」分注	刃	反	「刃官本」
30 大寒日条	(ナシ)	功一百卅四人 (今九十六人、夫 卅八人)	「此一行官本二无此」

さらにそのうち四箇所は土御門本・泉亭本・藤波本のみに見られる誤字・脱字と一致する。1 大極殿飾条「高御座」分注「廿五面」の「五」は、現存写本では近衛本も本文では脱落しており、補筆されているが、それ以外の写本にはすべて存在する。また8 瓜刀条「刀子廿枚」分注の「刃」は貞享本のみが「反」と記し、その他の写本は「刃」としている。以上により、「官本」は土御門本と近い関係にある写本であったことが判明する。

また4 五月五日条では諸本「但軟障臺十基」とする箇所を土御門本・泉亭本・藤波本のみ「但軟障十基」と「臺」を脱落させているが、これは実は流布版本とも共通する。もちろん土御門本の脱落すべてが流布版本に受け継がれているわけではないが、流布版本の底本にもともと「臺」字があったものが、版本作成時の校訂によって削除されたとは考えにくいので、流布版本の底本が土御門本系統の写本であった可能性が考えられるであろう。

(三) 慶長本系統の写本

次には慶長本系統の写本について取り上げたい。このグループには、前田本（前田育徳会尊経閣文庫所蔵写本A）<sup>5)</sup>・貞享本・林本（国立公文書館所蔵林家旧蔵本）・島原本（東京大学史料編纂所所蔵島原藩主松平忠房・和学講談所旧蔵本）・弥勒院本（西尾市岩瀬文庫所蔵法隆寺弥勒院旧蔵本）があり、藤波本以外は巻五と同様である。

以下、この五本に共通する他の写本系統にはない誤字・脱字を紹介したい（表4）。

六種の写本のうち、貞享本は他の五写本と一部異なっているところがある。しかしかなりの部分で共通しているところから、それは貞享本の系統が慶長本等と系統を異にしているということではなく、たとえば島原本のような他の写本や版本等との校合により修正の加わった本文を底本にしているためと考えた方が良好であろう<sup>6)</sup>。

書写時期より推測すれば、慶長写本がその他の写本の祖本（直接の親本である可能性も含む。以下、同）となっていると考えるのが妥当であるが、その場合、幾つかの問題が存在する。

それは慶長本において空白となっている箇所<sup>7)</sup>に他の写本では文字が確認される箇所が二箇所あるということである。その一つは「大極殿飾条で、「又建鳥像・宝幢等」とあるべきところが慶長本では「鳥」字が空白となっている。また16内印条でも、「内印一面料」とあるべきところの「印」字が空白となっている。この点については、前田本・林本が慶長本を祖本とするのではなく、慶長本に近い系統の別の写本を祖本とするという可能性も考えられなくはないが、前田本・林本は朱書標目が存在するなど他本によって書入れがなされていることから、祖本は慶長本であるものの、ともに慶長本そのままの転写ではなく、他本による書入れ段階での補写がなされていると考えておきたい。ちなみに慶長本は書写後に文字の訂正が脚書されているが、前田本・林本ともその訂正は

表4 慶長本系統写本の誤字・脱字（例示）

1 大極殿飾条	土御門本	慶長本系統
3 諸節条	差向工一人	着向工一人
5 銀器条「杓一柄」	火工二人 磨三八、中功四人	小安殿にて改行
7 朱漆器条「四尺臺盤」	二寸広二尺三寸高一尺五寸五分	一尺五寸五分広二尺三寸高 ※島原本は擦り消し訂正、貞享本は正しく記す
10 柳筥条	中功三百九十二人	※島原本は補入
13 御鏡条	伊豫靑砥	伊豫靑砥
同条「短功廿九人」	夫二人小半	二人小半
21 御輿条	巾料調布六尺	※島原本「夫イ」あり (ナシ)
23 腰車条	高欄鳥居等料檜樽二村桁并	※島原本傍書補入、貞享本あり (ナシ)
26 厨子条「棚料板」	各長五尺三寸	※島原本補入
28 雕木条	伊豫砥	伊与砥
31 伊勢初齋院条「几帳」	熟銅大八両	※貞享本は「伊豫砥」
同条「大醫宮」	大醫宮	熟大八両
33 賀茂装束条「銀箸三具」	八寸四分	※島原本補書「銅イ」
同条同項	短功六人	大醫宮
同条「銀唾壺」	銀小七八両	功六人 ※貞享本あり
同条「酒海」	黒漆五尺	銀小七八両
		※島原本傍書「十イ」あり
		黒漆五尺

表5 林本の誤脱

21 御輿条	六寸、障子四枚、一枚長五尺……各高三尺
同条	短功二百卅三人小半……
14 御帯条	(工二百九) 人大半……夫一百八人
7 朱漆器条	砥伊豫砥炭五斗長功十九人中功廿二人短
同条「盤」漆	(漆) 一合(一夕)
6 漆器条「手湯戸」	手湯戸……周三寸五分 ※「手湯戸一口」のみ補筆
同条「盤」漆	(漆) 一合(一夕)
7 朱漆器条	砥伊豫砥炭五斗長功十九人中功廿二人短
14 御帯条	(工二百九) 人大半……夫一百八人
同条	短功二百卅三人小半……
21 御輿条	六寸、障子四枚、一枚長五尺……各高三尺

表6 梵舜本と土御門本・慶長本の比較 (例示)

23 腰車条	21 御輿条	同条「短功」分注	13 御鏡条「伊豫低」	
柱并高闌鳥居	巾料調布六尺	夫二人小半	伊豫低	梵舜本
柱并高闌鳥居	巾料調布六尺	夫二人小半	伊豫低	土御門本
柱并	(ナシ)	二人小半	伊豫	慶長本

反映されておらず、脚書がなされる以前の転写と考えられる。

(四) 林本系統の写本  
慶長本系統の写本の中でも林本には特徴的な誤脱がある(表5参照)。これら林本の脱落箇所は、島原本・弥勒院本にも見られる(ただし島原本は7条および14条・21条について補筆している)。したがって島原本・弥勒院本は巻五の場合と同様、林家本系統の末流と位置づけることができるであろう。

(五) 慶長本と梵舜本  
梵舜本(天理大学附属天理図書館蔵梵舜等書写本)は、土御門本・慶長本との相違点について後述の壬生本・京博本・玄梁本と比較すると、慶長本に近い傾向にある。例えば土御門本系統の写本や壬生本・京博本・玄梁本に存在する7朱漆器条の「擎子」の朱傍書「音強」や朱脚注「盛<sub>二</sub>御膳盤<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之擎子<sub>一</sub>、覆<sub>二</sub>膳上<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之蓋擎子<sub>一</sub>」は、慶長本と同様、梵舜本にも存在しない。ただしこれは梵舜本・慶長本の親本に存在した傍書等をそれぞれの書写段階で削除したものなのか、親本の段階で既に傍書が存在していなかったのかは、定かでない。梵舜本は慶長

表7 土御門本と壬生本系統写本との異同箇所 (例示)

31 伊勢初齋院条「大笠柄」	9 革筥条「袞筥四合」	同条「盤」(径八寸)	同	7 朱漆器条「蓋」	1 大極殿飾条	
加志部	深五寸二分	綿二両	(ナシ)	漆七夕	蕃客	土御門本
加志部 ※京博本は朱傍書「津イ」部	深五寸二分	綿二分 止イ止イ	中功一人 ※京博本は括線を朱抹	漆一合七夕	蕃客 ※京博本は「蕃」に朱訂正	壬生本

二年(二五九七)頃の書写であるから、慶長本以前の書写である(小倉二〇一八b)。

表6に掲げたように、全体としては梵舜本は慶長本よりも誤りが少ない。

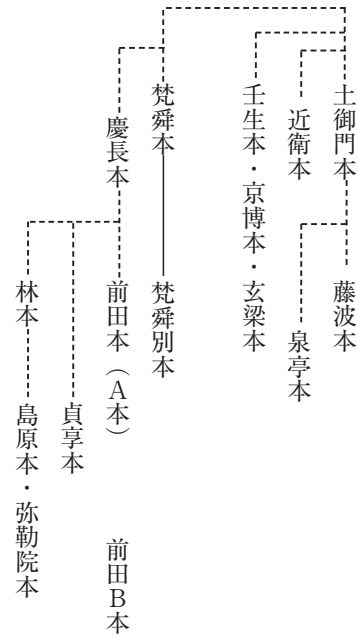
(六) 壬生本・京博本・玄梁本の位置  
最後に壬生本・京博本・玄梁本およびの位置づけについて検討したい。この三写本は全体的に見て土御門本系統に近いが、土御門本・近衛本・藤波本・泉亭本に共通する誤りを持たないことがある一方で、独自の誤りを共有する箇所がある(表7)。

従ってこの三本の系統は近いものと考えられるが、なかでも壬生本と京博本は半丁の行数(九行)のみならず一行ごとの字詰めもほぼ完全に一致しており、それぞれの親本を忠実に模写したか、壬生本を転写したのが京博本であるかのどちらかと考えられる。これら壬生本系統の写本には、他の系統の写本に見ることができない「弘(イ)」「貞(イ)」の墨書鼈頭標目も存在しており、親本に既に書き込まれていた可能性が考えられる。



(七) 卷一七の写本系統

以上の考察を踏まえて卷一七の写本系統を推定すると、以下のようになる。



卷一七の写本系統は基本的に一つの系統にまとめられるが、そのなかでは大きく土御門本・近衛本・壬生本系統と梵舜本・慶長本系統の二系統に分かれる。ただしこのうち壬生本系統の写本には、現存写本にはもともとなかった鼈頭標目の書入れがなされている点が目される。近衛本や壬生本・京博本、また梵舜本等により、土御門本の誤写・誤脱を訂正することができる。

参考文献

- 小倉慈司 二〇一八 a 『延喜式』土御門本と近衛本の検討』佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館
- 二〇一八 b 『延喜式』写本系統の基礎的研究』新川登龜男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版
- 二〇一八 c 『古代文献史料本文研究の課題』『九州史学』一八一

二 卷一七校訂文 (稿)

(凡例)

- ・前節における写本系統の検討を踏まえ、『延喜式』卷一七の校訂文を以下に掲げる。
- ・条文番号・条文名称は訳注日本史料本(以下、訳注本と略称)に従い(ただし39条のみ「作物衣服条」より「作物衣条」に変更した)、条文ごとに校異を示す。ただし1条文が長文にわたる場合には、適宜(1)(2)等の項目番号を私に付し分割して表示する。
- ・土御門本を底本とし、諸本との異同は校訂に資する場合、あるいは内容を理解する上で参考となる場合に限り掲載する。活字本との異同は原則として訳注本を示すにとどめる。
- ・異同を示す写本は、一で検討した写本系統を踏まえ、校訂者がより重要と判断する写本を重視することとし、必ずしも網羅的には記さない。

なお、使用した写本名称の略称(一で使用したものは省略)は以下の通りである。

土本	土御門本
近本	近衛本
壬本	壬生本
梵本	梵舜本

- ・明らかに誤字・誤脱が推測される場合でも、補うべき字あるいは改めるべき字の根拠が充分でない場合には、注で示すにとどめた。
- ・字体は原則として常用漢字体とし、細字は(〜)で括弧で示す。
- ・容易に判定される誤字や誤用については、必ずしも注記しないこと

がある。なお「櫃」「櫓」については写本では両様の字体が見られるが、便宜、「櫃」に統一した。

・計量単位の「勺」と「夕」について、訳注本は「勺」を使用するものの諸写本はすべて「夕」を用いているため、本稿においては「夕」を使用し、一々、訳注本との異同は記さない。

・龍頭標目のうち条文名に関するものについては原則として省略することとし、「弘」「貞」「延」については、条文番号・条文名称の下に付すこととする。

・版本について言及する際、雲州版を除く、慶安本も含めた流布版本を指す場合には単に「版本」と称し、明暦修訂本以降の版本を指す場合には「明暦以降版本」と称することとする。雲州本の『延喜式考異』は「考異」と略称する。

延喜式卷第十七

内匠寮

1 大極殿飾条「弘イ貞イ」<sup>(1)</sup>

凡毎年元正、前一日官人率木工長上・雑工等、裝飾大極殿高御座、蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、毎面懸鏡三面、当頂著大鏡一面、蓋上立大鳳像、惣鳳像九隻、鏡廿五面、幔台一十二基、立高御座東西各四間、<sup>(3)</sup>又整立南庭白銅大火炉二口、<sup>(4)</sup>備台、入鉄火袋、<sup>(5)</sup>中階以南相去十丈、東西之間相去六丈、又建烏像・宝幢等之処差向工一人、其蕃客朝参之時亦同、元日御座飾物収内蔵寮、当時出用、幔台及火炉収寮、

(1) 「弘イ貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 五 土本無し。壬本・梵本等により補う。

(3) 間 土本「門」。近本・壬本・梵本等により改める。

(4) 入 訳注本は考異に従い「及」に改める。

(5) 御座 版本以下「高御座」とするも諸写本「高」字無し。近本補入あるも版本によったか。

2 御齋会条「弘イ貞イ」<sup>(1)</sup>

凡正月齋会、前一日長上率雑工等、従凶書寮運高座具、構立大極殿、事了返送本寮、

(1) 「弘イ貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

3 諸節条「弘イ貞イ」<sup>(1)</sup>

凡諸節、前一日官人率雑工等、豊楽殿立軟障台六基、<sup>(2)</sup>三基立高御座東三間、一基立西一間、二基立母屋西二間、<sup>(3)</sup>小安殿以信濃布張東隔蓋代、事了却収、舞台障泥板方三丈、行幸之前二日令画所絵、但蕃客之時画方六丈、

(1) 「弘イ貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 間 土本「門」。近本・壬本等により改める。

(3) 客 土本等「寮」。近本・京博本朱傍書により改める。版本もまた「客」に作る。

4 五月五日条

凡五月五日節、前一日武徳殿構立斗帳、又軟障台二基、<sup>(1)</sup>立御座壇以南西二間、<sup>(2)</sup>其神泉苑立斗帳亦同、但軟障台十基、<sup>(3)</sup>御帳東西各五基、

(1) 間 土本「門」。近本・壬本等により改める。

(2) 台 土本無し。近本・壬本等により補う。

5 銀器条

銀器

(1) 「弘イ貞イ」

御飯筥一合（径六寸、深一寸七分、）料、銀大二斤八両、炭一石二斗、和炭二石、油三合五夕、長功日十六人、（火工五人、轆轤工四人、磨三人、夫四人、）中功日十九人、（工十四人、夫五人、）短功日廿二人、（工十六人、夫六人、）

(2) 「弘貞イ」

酒壺一合（受一斗五升、）料、銀大七斤八両、炭二石、和炭七斛五斗、油八合六夕、長功卅四人、（火工十二人、轆轤六人、磨四人、夫十二人、）中功卅九人、（工廿六人、夫十三人、）短功卅三人、（工廿九人、夫十四人、）

(3)

杓一柄（莖長一尺七寸、受三合、）料、銀大十両、和炭七斗、油七夕、長功四人、（火工二人、磨三人、）中功四人半、短功五人、

(4) 「弘貞イ」

酒台一口（高六寸三分、広六寸、）料、銀大一斤四両、炭六斗、和炭一斛三斗、油一合四夕、長功一十人、（火工五人、轆轤一人、磨二人、夫二人、）中功一十二人、（工九人半、夫二人半、）短功十三人大半、（工十一人、夫二人大半、）

(5) 「弘貞イ」

蓋一口（受三合、加蓋盤、）料、銀大一斤、炭六斗、和炭一石二斗、油一合五夕、長功一十人、（火工二人、轆轤三人、磨二人、夫三人、）中功一十一人、（工八人、夫三人、）短功一十二人、（工九人、夫三人、）

(6) 「弘貞イ」

水鏡一口（径六寸五分、深一寸五分、）料、銀大一斤二両、炭五斗、和炭一石二斗、油一合五夕、長功九人、（火工二人半、轆轤二人半、磨二人、夫二人、）中功一十七人半、（工一十二人大半、夫四人大半、）短功十二人、（工二十人、夫二人、）

(7) 「弘貞イ」

盤一口（径七寸五分、）料、銀大十四両、炭四斗、和炭八斗、油一合六夕、

長功七人、（火工二人、轆轤二人、磨一人、夫二人、）中功七人小半、短功七人大半、

(1) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(3) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(4) 炭六斗 土本本文「六斗炭」に作るも朱線にて訂正。

(5) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(6) 一 土本無し。近本朱補書・壬本・京博本等により補う。

(7) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(8) 中功一十七人半 誤注本「長功・短功ノ數値ト整合セズ。マタ分注ノ合計トモ合ワズ。本文・分注ノ何レニモ誤リアラン。」と指摘する。

(9) 「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

## 6 漆器条

漆供御雜器

(1) 「弘」

膳櫃一合、（長三尺三寸、深八寸五分、広二尺三寸、）下案一脚、（長五尺四寸、広二尺四寸、高一尺七寸、）並塗赤漆料、漆一升二合、荏油四合、綿六両、繩・布各一尺二寸、炭一斗五升、功六人半、

(2) 「弘イ」

手湯戸一口、（周五尺八寸五分、高二尺五寸五分、）蓋一枚（周三尺五分、）料、漆三升、掃墨五合、費布九尺、綿一斤四両、繩・布各一尺二寸、油二合、功五人大半、

(3) 「弘イ」

水槽一口（周三尺五寸、高一尺二寸五分、）料、漆一升一合、費布四尺、掃墨三合、綿十両、繩・布各一尺二寸、油二合、炭一斗、功二人、

(4) 「弘」



手洗槽一口（周七尺一寸、高九寸、已上四種木工寮所作、）料、漆二升五合、  
 貲布八尺五寸、掃墨五合、綿一斤、繩・布各一尺二寸、油二合、炭二斗、  
 功四人、

(5) 「弘」<sup>5</sup>

大椀一口（径八寸六分、深三寸、）料、漆一合七夕、貲布一尺、掃墨四夕、  
 綿二両、功半人、

(6) 「弘」<sup>6</sup>

中椀一口（径七寸八分、深二寸、）料、漆一合四夕、貲布九寸、掃墨四夕、  
 綿二両、功半人、

(7) 「弘」<sup>7</sup>

盤一口（径八寸、）料、漆一合一夕、貲布五寸、掃墨三夕、功半人、

(8) 「弘」<sup>8</sup>

窪杯一口（径五寸、深一寸五分、）料、漆七夕、貲布三寸、掃墨二夕、  
 功小半人、

(1) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 「弘イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(3) 「弘イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(4) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(5) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(6) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(7) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(8) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(9) 杯 訳注本は「坏」に作るも土本等諸写本は「杯」。

## 7 朱漆器類

### 朱漆器

(1) 「弘貞イ」<sup>1</sup>

台盤一面（長八尺、広三尺三寸三分、）料、漆一斗一升二合、朱沙一斤  
 四両、帛四尺、綿三斤十二両、貲布二丈、調布六尺、掃墨二升、油二合、  
 小麦一升、青砥・伊予砥、（其数随用、下条不顯顆数者、亦准此、）炭一  
 石、長功卅八人、中功卅四人、短功五十人、

(2) 「弘」<sup>2</sup>

台盤一面（長四尺、広三尺二寸五分、）料、漆五升六合、朱沙十両、帛  
 二尺、綿二斤、貲布一丈、調布三尺、掃墨一升、油一合、小麦五合、青  
 砥・伊予砥、炭五斗、長功十九人、中功廿二人、短功廿五人、

(3)

八尺台盤台一脚（長七尺六分、広二尺五寸七分、高一尺五寸五分、）料、  
 漆五升、絹一尺五寸、布二尺、綿一斤十両、掃墨一升、油二合、細布五  
 尺、（黏料、）伊予砥・青砥各小半顆、炭五斗、单功廿五人、

(4)

四尺台盤台一脚（長三尺二寸、広二尺三寸、高一尺五寸五分、）料、漆  
 二升五合、絹・布各一尺、綿十三両、掃墨五合、油一合、細布三尺、（黏  
 料、）伊予砥・青砥各小半顆、炭二斗五升、单功十三人、

(5) 「弘貞」<sup>3</sup>

酒海一合（受一斗五升、）料、漆一升六合、朱沙六両、貲布五尺、繩・  
 布各二尺、綿八両、掃墨二合、油一合、長功卅四人、中功卅人、短功卅  
 六人、

(6) 「弘貞イ」<sup>4</sup>

花盤一口（径九寸、）料、漆一合五夕二撮、朱沙一分四銖、貲布九寸、  
 繩・布各二寸、綿三分、掃墨二夕、油一夕、長功一人大半、中功二人、  
 短功二人小半、

(7) 「弘貞」<sup>5</sup>

飯椀一口（径八寸、）料、漆一合二夕、朱沙一分、貲布五寸、繩・布各  
 一寸、綿三分、掃墨二夕、油一夕、炭一升、長功一人大半、中功二人、

短功二人小半、

(8)「弘貞イ」

羹椀一口(径七寸、)料、漆一合二夕、朱沙一分、貫布五寸、緋・布各一寸、綿三分、掃墨二夕、油一夕、炭一升、長功一人小半、中功一人大半、短功二人、

(9)

撃子一口(径七寸、)料、漆一合一夕、朱沙一分、貫布五寸、緋・布各一寸、綿二分、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

(10)「弘貞イ」

蓋一口(径五寸、)料、漆七夕、朱沙一分、貫布二寸四分、緋・布各一寸、綿二分、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

(11)

盤一口(径八寸、)料、漆一合一夕、朱沙一分、貫布五寸、緋・布各一寸、綿二両、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人半、短功二人、

(12)「弘貞イ」

盤一口(径七寸、)料、漆一合、朱沙一分、貫布四寸、緋・布各一寸、綿二分、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人半、短功二人、

(13)「弘」

盤一口(径六寸、)料、漆七夕、朱沙一分、貫布二寸四分、緋・布各一寸、綿二分、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

(14)「弘貞イ」

盤一口(径五寸、)料、漆六夕、朱沙一分、貫布二寸、緋・布各一寸、綿一分、掃墨一夕、油一夕、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

(1)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2)「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(3)「弘貞」 土本無し。壬本・京博本等による。

(4)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(5)「弘貞」 土本無し。壬本・京博本等による。

(6)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(7) 撃子 土本「敬王子」。近本・壬本・京博本等により改める。土本等傍書「音強」、脚書「盛御膳盤、謂之撃子、覆膳上、謂之蓋撃子」あり。

(8)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(9) 中功一人 土本等無し。壬本・京博本等により補う。

(10) 両 諸本「両」。字形の類似による「分」の誤写か。壬本・京博本傍書「或本分イ」あり、明曆以降版本も「分」に作る。訳注本は「分」を採用する。

(11)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

(12)「弘」 土本無し。壬本・京博本による。

(13)「弘貞イ」 土本無し。壬本・京博本等による。

## 8 瓜刀条

割瓜刀子廿枚(刃長五寸、毎年五月一日・七月一日両度、盛楊筥一合進之、其筥用年料内、)料、堅鉄大六斤四両、膠小十二両、木賊小八両、伊予砥二顆、檜小半村、(鞘料)紙十張、(敷刀子筥料)和炭三斛、単功七十五人、(工七十人、夫五人、)

## 9 革筥条

年料革筥廿合、就中衾筥四合、(二合各長二尺、広一尺八寸五分、深五寸、二合各長二尺、広一尺七寸、深四寸、)衣筥六合、(雁鼻、各長一尺五寸五分、広一尺三寸、深二寸五分、)釧緒筥一合、(長一尺二寸二分、

広一尺一寸二分、深二寸、巾管二合、〈各方一尺二分、深八分、唾巾管二合、〈各長一尺五分、広八寸、深八分、〉櫛管四合、〈各長一尺一寸五分、広一尺三寸、深一寸五分、〉刀子管一合〈雁鼻、長一尺二寸、広一尺、深一寸二分、〉料、牛皮十張、〈各長八尺已下七尺已上、〉鹿皮十張、〈各長五尺已上、〉漆六斗六升四合、熟麻廿斤七両、〈張繩料、〉帛一丈五尺、石見庸綿廿斤十両、掃墨二斗四合、粘料信濃調布四端二丈五尺、小麦二斗四合、伊予砥五顆、青砥四枚、橡繩一疋三丈、〈革管工三人衣・袴料、〉苧四斤九両、〈縁料〉絹六尺四寸、油三升三合、鉄二廷、〈皮焼并皮刀料、〉調布八尺八寸、炭九斛二斗五升、和炭二斛二斗三升、歩板六枚、〈篋形料、〉单功七百六十一人、〈工七百十人、夫五十一人、〉

- (1) 工 土本「二」。近本・壬本等により改める。
- (2) 縁 土本等「緑」。誤字と判断し改める。
- (3) 三合 訳注本は「主殿式12条「五合」と考異の指摘を紹介する。
- (4) 升 土本等「寸」。近本傍書および貞享本により改める。
- (5) 十 土本等諸写本「七」。明暦以降版本により改める。

### 10 柳篋条「弘」<sup>①</sup>

年料柳篋二百六十八合〈一尺六寸以下一尺以上〉<sup>②</sup>料、柳一百三連、〈山城国進之、〉織篋料生糸一十二斤、巾料調布一丈、浸柳料商布一段、長功三百卅六人、〈工、〉<sup>③</sup>中功三百九十二人、短功四百卅八人、

- (1) 「弘」 土本無し。壬本・京博本による。
- (2) 以 版本および訳注本「已」に作る。
- (3) 「工」 版本および訳注本この字無し。

### 11 年料屏風条

年料五尺屏風骨五十帖料、楯博大七十五村、〈以一村半充一帖、五十村近江国所進、廿五村上奏所請〉、檜博十村、〈七村押木一千二百枚料、三

村鑄釘押形料、〉波多板四枚、〈作鑄物押形料、〉熟銅百卅二斤十三兩二分、〈卅九斤十三兩二分作脍金一千二百枚料、以十二兩充廿四枚、斤別加損分一兩、九十三斤鑄五分花釘一万八千六百隻料、以一斤得二百隻、〉減金百三兩四銖、〈五十兩塗脍金料、以一兩充廿四枚、五十三兩四銖塗花形釘料、以一兩充三百五十隻、〉減銀廿五兩二分、〈鑲脍金料、以二分充廿四枚、〉水銀八十三兩二分二銖、〈廿五兩塗脍金料、卅九兩三分二銖塗釘料、十八兩三分合銀減料、〉鉄四廷、〈三廷鑄釘湯鑊料、一廷鑄釘押形固料、〉漆一斗二升五合、〈以二合五夕、充押木廿四枚、〉絹一丈、布二端二丈、石見綿四斤二両、麻大十斤、掃墨四升、油一升、酢九升三合、猪鬃十把、篋百五十株、〈塗花形釘金料、〉筆十五管、〈画脍金料、〉墨二廷、〈同料、〉洗革四枚、伊予砥七顆、青砥三枚、炭七十一斛七斗、和炭六十七斛九斗、单功二千八十四人、〈作骨工二百五十人、以一帖充五人、作脍金工千三百人、火作四百人、錯磨四百人、鏤打塀塀五百人、作花形釘四百卅四人、鑄六十二人、錯三百十人、塗塀六十二人、夫百人、〉

- (1) 充 版本および訳注本「宛」に作る。
- (2) 四 壬本・京博本朱傍書「或本ニイ」あり。
- (3) 一 壬本・京博本朱傍書「十八イ」あり。
- (4) 充 版本および訳注本「宛」に作る。
- (5) 二分 この二字、訳注本は考異の説により「分注ニヨルニ衍。ヨリテ削ル」として削除する。
- (6) 二銖 訳注本、三銖の誤である可能性を指摘する。
- (7) 二銖 訳注本、三銖の誤である可能性を指摘する。
- (8) 二 土本等「三」。「作花形釘四百卅四人」ニ合ワズ」として「二」の誤と見る訳注本に従い改める。

### 12 年料几帳条

年料几帳八基〈四尺四基、三尺四基、〉料、檜博八村、〈土居并枝柱等料、

採寮袖、熟銅十四兩、減金一兩一分、水銀二分、漆二升、帛一尺二寸、絹二尺、布一尺二寸、石見綿十兩、掃墨六合、油三合、伊予砥半顆、青砥一枚、炭八斗、和炭一斛、単功七十七人、(木作工卅人、漆塗工卅二人、作金物工十五人、)

(1) 傳 土本「傳」。近本・壬本・京博本等により改める。

### 13 御鏡糸「弘」<sup>①</sup>

御鏡一面(方七寸、)料、熟銅大四斤、白鑄大一斤四兩、銀大十二兩、熬炭五斗、和炭五斗、伊予砥、青砥、鉄精二分、帛二尺五寸、綿四兩、調布二尺、油一合、長功廿二人、(鑄工二人、磨十八人、夫二人、)中功廿五人大半、(工廿三人小半、夫二人小半、)短功廿九人小半、(工廿七人、夫二人小半、)

(1) 「弘」 土本無し。壬本・京博本による。

(2) 精 土本・近本・壬本等朱傍書「音掌」。

### 14 御帶糸

馬瑙御腰帶一条(六道、)料、馬革一条、(長七尺、広六寸、)縫料生糸一分、拭料調布五寸、入革脈料苧小一兩、張革繩料麻小七兩、粘料米一合、作革料油一合、塩三合、糟三升、染料酢一合、漆三夕、炭五升、鍔具石一顆、(方四寸、)切石料大坂沙一石、鉄三延半、裏并鍔料銀大六兩、長功一百七十五人、(革工七人、石七十二人、銀十五人、夫八十一人、)中功二百四十四人小半、(工一百九人大半、夫九十四人半、)短功二百卅三人小半、(工二百廿五人小半、夫一百八人、)

(1) 三 壬本・京博本等朱傍書「二才」。

(2) 鍔具石 土本等傍書「或説云、帶石之惣名也、只可用音説云々、此説此善」。

(3) 缺 土本等朱傍書「音決、可勘」。

### 15 御大刀糸

御大刀一口料、堅鉄十斤五兩、裝料銀大五兩、鮫皮一条、(長六寸、広三寸五分、)椎一枝、(長二尺五寸、広三寸、厚一寸、)鹿革一条、(長三尺五寸、広七寸、)膠小二兩、漆二合、絞漆帛二尺、綿六兩、調布三尺、長功卅三人、(鉄工十八人、銀九人、革二人、漆六人、夫八人、)中功五十人小半、(工卅一人、夫九人小半、)短功五十七人半、(工卅七人、夫十人半、)

### 16 内印糸

内印<sup>①</sup>一面料、熟銅大一斤八兩、白鑄大三兩、藁大三兩、調布二尺、炭三斗、和炭二斗、長功七人、(取藁様工二人、鑄二人、磨三人、)中功八人小半、短功九人大半、

(1) 印 土本は「仰」に近い字体をとる。

### 17 外印糸

外印一面料、熟銅大一斤、白鑄大二兩、藁大二兩、調布二尺、炭二斗、和炭二斗、長功七人、(藁工三人、鑄二人、磨三人、)中功八人小半、短功九人大半、

### 18 諸司印糸

諸司印一面料、熟銅大十四兩、白鑄大一兩二分、藁大一兩二分、調布二尺、炭二斗、和炭二斗、長功六人、(藁工二人、鑄二人、磨二人、)中功七人小半、短功八人大半、

### 19 諸国印糸

諸国印一面料、熟銅大十二兩、白鑄大一兩一分、藁大一兩一分、調布二尺、炭二斗、和炭二斗、長功五人、(藁工一人、鑄二人、磨二人、)中功

六人大半、短功七人小半、

(1) 鍋 土本等「藪」。誤写と判断して改める。

(2) 中功六人大半短功七人小半 誤注本「中功六人小半、短半七人大半」に改めれば公差一人小半の等差級数となることを指摘する。

## 20 御帳条

御斗帳一具、〈高八尺一寸、方一丈二尺二寸〉、土居料六七寸桁二枝、柱料簀子十四枝、天井料檜樽八村、熟銅大八斤、減金小六兩二分、水銀小三兩一分、鉄二廷、膠小十二兩、漆一斗四升、掃墨四升、洗刷料油四合、木賊四兩、篋十株、洗革方一尺、酢二合、天井裏料白綾一疋五丈三尺、表料帛一疋五丈三尺、縫料糸三兩、絞漆料帛三尺、石見綿四斤、調布三尺、下銅湯料調布三尺、巾料布三尺、粘料糯米二升、伊予砥一顆半、青砥一枚、合漆料焼土一斗四升、炭二斛、和炭十一斛七斗五升、長功二百冊二人、〈木工七十一人半、銅冊二人半、鉄八人、画三人、漆百一人、張二人、夫十四人〉、中功二百八十二人小半、〈工二百六十六人、夫十六人小半〉、短功三百廿三人、〈工三百四人、夫十九人〉、

(1) 十 土本「一」。近本・壬本等により改める。

## 21 御輿条

御輿一具、〈長一丈四尺、広三尺一寸、柱高四尺八寸、斗内長三尺三寸、広三尺一寸、脚高六寸〉、障子四枚、〈一枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、広三尺五寸、二枚各高三尺二寸、広九寸〉、蓋一枚、〈長六尺、広五尺四寸〉、長桁并梁・脚等料五六寸桁二枝、壁代并平帖・束柱等料歩板二枚、枋料簀子二枝、柱・桁并葱花等料椶十三枝、簀子敷并棉栢・障子押等料檜樽二村、骨料楡樽二村、蓋椶料簀子木廿六枝、〈笠縫氏供、蓋下棧料川竹十株、蓋料菅一圍、〈山城国進〉、熟銅大廿三斤、水銀小十五兩、銀大一兩二分、減金小一斤十四兩、釘料鉄三廷、膠小四兩、漆

一斗、掃墨三升、油四合、伊予砥一顆半、青砥一枚、障子料紫綾四丈、下張料東純三丈五尺六寸、縁料錦一丈三尺、縫料紫糸二兩、生糸六兩、絞漆料帛三尺、石見綿三斤、調布一尺五寸、下銅湯料調布六尺、巾料調布六尺、浸菅并拭料商布一段、粘縁料薄紙十六張、糯米一升三合、小麦五合、焼土一斗、炭二斛七斗、和炭五十二斛五斗、長功三百冊人、〈木工五十五人、銅百冊七人、鉄七人、漆六十人、画七人、張五人、縫笠廿人、夫卅九人〉、中功三百九十四人大半、〈工三百五十一人小半、夫卅三人小半〉、短功四百五十三人小半、〈工四百一人大半、夫五十人〉、

(1) 三尺 土本等諸写本この二字無し。考異は齋宮輿斗内長三尺一寸、同腰輿斗

内三尺であることより「三尺」二字の脱字を推測する。誤注本にならい当校訂においても二字を補う。

(2) 枚 土本等「枝」。分注ならびに慶長本等に従い改める。

(3) 棉栢 土本「棍栢」。同本朱傍書および近本・壬本本文等により改める。

(4) 冊三人小半 土本等「卅三人半」。壬本・京博本等により「冊」に改め、

計算により「小」を補う。

(5) 四百五十三人小半…夫五十人 本文と分注とで計算が合わず、どちらかに誤あり。なお土本等には分注の下に空白符あり。

## 22 腰輿条「弘」

腰輿一具、〈桁長一丈四尺、広二尺九寸、脚高五寸〉、桁・脚料簀子二枝、平帖・束柱料歩板一枚、鳥居・高欄料檜樽一村、熟銅大一斤十兩、減金小一兩一分、水銀小二分三銖、鉄一廷、漆四升、掃墨一升五合、油二合、帛一尺二寸、石見綿一斤八兩、調布四尺二寸、伊予砥半顆、青砥一枚、焼土七升、炭六斗、和炭三斛二升、長功七十八人、〈木工廿四人、銅九人、鉄二人、画半人、漆卅六人、夫六人半〉、中功九十一人、〈工八十三人小半、夫七人大半〉、短功二百四人、〈工九十五人半、夫八人半〉、

(1) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。



- (2) 枚 土本等「枝」。慶長本により改める。  
(3) 欄 土本等「闌」。通用とみて「欄」と表記する。以下の「欄」字も同様にて、言及を略す。

(4) 五人半 土本は二三字程度の空白符を置く。近本・壬本等により補う。

### 23 腰車条

腰車一具、屋形、〈長六尺、広五尺、障子六枚〉二枚各高二尺六寸、広二尺、四枚各高二尺六寸、広六寸五分、料槻廿四枚、〈四枚各長八尺五寸、方二寸五分、四枝各長五尺、方二寸五分、八枝各長四尺五寸、方一寸五分、二枝各長五尺、広一尺一寸、厚二寸五分、四枝各長三尺五寸、方二寸五分、二枝各長二尺、径七寸、轆并輪料樫七十二枚、柱并高欄・鳥居等料檜樽二村、桁并椽・箕形等料歩板四枚、熟銅大十一斤二両、減金小十両三分、水銀小三両三分三銖、鉄十一廷、漆四升、掃墨一升五合、胡麻・荏油各三合、帛一尺二寸、石見綿一斤八両、伊予砥一顆半、青砥一枚、白綾四丈、油絹二丈八尺、両面一丈一尺二寸、錦七尺五寸、束繩二丈二尺四寸、練糸二両、調布三丈二寸、東席二枚、苧大五両、毛料草二捆半、糯米一升、小麦一升、炭九斗、和炭廿四斛六斗、熬炭五斗、焼土五升、長功二百九十二人半、木工二百十九人、銅五十六人半、鉄卅五人半、画三人、釘四人、張十二人、漆廿二人、夫冊人半、中功三百冊一人、工二百九十四人、夫冊七人、短功三百八十九人大半、工三百卅六人、夫五十三人大半、

(1) 腰車 土本等朱傍書「輦也」、また朱脚書「近代不知其様、或云、唐車也、今案輦也」あり。

(2) 高 土本等諸写本無し。版本により補う。

(3) 二 土本無し。近本傍書・壬本等により補う。

(4) 柱 土本「桂」。近本・壬本等により改める。

(5) 椽 土本等「椽」。京博本朱傍書（「椽イ」）および貞享本により改める。

- (6) 十 壬本朱傍書・京博本墨傍書等「七イ」。  
(7) 墨 土本等「黒」。壬本・京博本等により改める。  
(8) 大 土本等「丈」。近本傍書・京博本朱傍書により改める。

### 24 牛車条「弘貞」

牛車一具、屋形、〈長八尺、高三尺四寸、広三尺二寸、輪料樫廿八枝、輦輻料樫九十七枝、槽料槻二枝、博風四枚料歩板四枚、檜樽五村、軸木二枝、熟銅大卅斤、減金小廿両、水銀小八両、鉄四廷、漆五升、胡麻油・荏油各四合、掃墨二升五合、帛三尺、石見綿八両、調布一丈二尺、伊予砥二顆、青砥二枚、焼土五升、白綾五丈、油絹五丈、練糸五両、出雲席二枚半、毛料染苧冊四両、炭十一斛、和炭五十斛、銀小八両、鑊銅物料、洗革一枚、木賊七両、糯米三升、猪鬃二把、釘一具、絹三尺、糸一斤四両、篋廿株、染料茜大三百斤、白米九斗、煮茜用度、酢一斛二斗、生絹四尺、篩茜料、庸布四尺、篩皂料、灰冊五斛、斤別一斗五升、薪百五十荷、斤別充半荷、染槽一隻、長一丈已下八尺以上、広三尺已下二尺以上、柴十五荷、杓二柄、水麻笥一口、受四斗已下、水麩麻笥一口、受二斛、苧割雇女半卅人食料、米二斗四升、人別八合、酒一斗八升、人別六合、魚六升、人別二合、塩六合、人別二夕、海藻三連、人別一把、功新銭六十文、人別二文、工百三人、夫九十人、〈不論長短功、〉

(1) 「弘貞」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 檜 土本「檻」。土本朱傍書「カシノキ」および近本・壬本等により改める。

(3) 槽 土本等「槽」。壬本・京博本・梵本等により改める。

(4) 鑊 訳注本は「恐ラク「灌」字ニ作ルベキカ」とする。土本等朱傍書「二ワカス」。

(5) 糸 土本「絹」。壬本・京博本等により改める。

(6) 充 版本および訳注本「宛」に作る。

(7) 懸 訳注本は「懸」の字体を使用するも、土本等諸写本の字体に近い「懸」を用いることとする。以下、言及を省略する。

(8) 米 壬本・京博本等、朱書にてこの上に「白イ」と記す。

## 25 屏風条

屏風一帖、(高五尺、画雁并草木之類、)骨料楹樽二村半、檜樽一村、(長五尺二寸、方二寸、)肱金料熟銅大一斤、花形釘料半熟銅大三斤、減金小二両二分、水銀小一両一分、表料白絹三丈、裏料縹帛三丈、番料緋帛五尺二寸、縁料紫綾一丈四尺、朱沙一両、金青一両、白青一両二分、緑青六両、白緑二両、丹三両、同黄三分、青黛二分、胡粉五両、中烟子二枚、紫土二両、金薄卅枚、墨一延、膠十四両、筆料鹿毛二両、切金薄革一条、(方一尺、)練糸一両、漆二合、掃墨一合、絞漆料帛一尺、石見綿四両、調布一尺、洗刷料油五夕、金薄料綿二両、中子料調布二尺五寸、瑩釘料調布三尺、下銅湯料調布一尺、下張料商布二段一丈、粘縁料薄紙十四張、中張料紙六十五張、番中粘料紙五張、石灰二合、紫革一条、(長一尺、広八寸、)糯米二升、小麦三升、炭五斛三斗、和炭一斛三斗、<sup>(4)</sup>長功五十二人、(木工三人、銅十五人、画廿人、漆二人、張十一人、夫一人、)中功六十人大半、(工五十九人小半、夫一人小半、)短功六十九人小半、(工六十七人大半、夫一人大半、)

(1) 三 慶長本「二」。

(2) 中子 考異は「中烟子」の誤かとする。

(3) 丈 土本等「尺」。齋宮の屏風料を根拠とする考異の説に従い改める。

(4) 三 考異は齋宮の屏風により「五」に改める。訳注本は「或イハ是トベキモ暫ク旧ヲ存ス」とする。

## 26 厨子条「弘」<sup>①</sup>

厨子一基、(高四尺、長五尺、広二尺二寸、牙床高三寸五分、)榻一脚、

(長五尺三寸、広二尺五寸、高八寸、)牙床等料檜樽一村、榻料歩板一枚、蓋板一枚、(長五尺六寸、広二尺五寸、厚三寸、)棚料板三枚、(各長五尺三寸、広二尺四寸、厚一寸五分、)壁并戸料板八枚、(各長五尺、広二尺、厚一寸五分、)膠小四両、漆一斗、掃墨三升、焼土七升、熟銅大三斤、鉄一延、減金小五両二分、銀大三分、水銀小二両三分、伊予砥一顆半、青砥一枚、油四合、帛一尺五寸、石見綿三斤、調布九尺五寸、炭一斛七斗、和炭四斛五斗、長功一百六十二人、(木工五十人、銅卅九人、鉄四人、画一人半、漆卅七人、夫十人半、)中功百八十九人、(工百七十六人大半、夫一十二人小半、)短功二百一十六人、(工二百一人、夫十五人、)

(1) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(2) 百 壬本・京博本等右上に「弘」を付す。あるいは27幄条の標目か。

## 27 幄条

幄一具、柱十八株(六株各長一丈四尺、周一尺二寸、十二株各長一丈、周一尺、)料漆四升五合、掃墨二升、单功七人、幔柱一枝(長一丈、周二寸、)料漆二合二夕、掃墨一合、功少半人、幕桁一枝、(長一丈三尺、周一尺五分、)柱二枝(各長九尺、周二寸、)料漆七合、掃墨五合、功一人、

## 28 樋類条

雕木一脚、(長一尺七寸、広一尺三寸、高一尺一寸、木工寮作之、)樋一合、(高九寸、径九寸五分、)虎子一合料漆二升四合、(雕木八合、樋一升二合、虎子四合、)石見綿一斤、絹一尺五寸、質布八尺、調布一尺五寸、掃墨一升、油二合、伊予砥半顆、青砥半枚、炭八斗、单功十七人、(雕木六人、樋八人、虎子三人、)

### 29 毬子子案

凡五月六日毬子廿丸、<sup>(1)</sup>〈盛楊篔〉、預造備、騎射畢即当武德殿南階西辺、允已上一人率番上一人持候、随殿上喚進之、

(1) 丸 土本等「九」。京博本朱傍書および本朝月令五月六日競馬事所引貞観式逸文により改める。

### 30 偶人案

大寒日立諸門土偶人十二枚、〈各高二尺〉、土牛十二頭〈各高二尺、長三尺〉、料、青土二升、赤二升、白二升、黄四升、掃墨二升、酒一升、糯米一斗二升、藁八圍、板廿四枚、〈十二枚立偶人、各方一尺五寸、厚二寸、十二枚立牛、各長三尺五寸、広一尺五寸、厚二寸、木工寮毎年充之〉、<sup>(1)</sup>功一百卅四人、〈工九十六人、夫卅八人〉、

(1) 功：以下分注「卅八人」に至るまで土本等無し。近本・壬本等により補う。

### 31 伊勢初齋院案

伊勢初齋院装束

(1)

白木斗帳一具〈高八尺、方一丈〉、料、五六寸桁二枝、簀子十枝、檜樽四村、熟銅大七斤、減金小五両、水銀小二両二分、鉄一疋半、調布五尺五寸、伊予砥、膠小六両、木賊小三両、帛一疋五尺、白繩一疋五尺、練糸三両、糯米二升、<sup>(1)</sup>炭七斗五升、和炭九斛二斗五升、長功一百十三人、<sup>(2)</sup>〈木工五十三人半、銅冊一人半、鉄七人、画二人、夫九人〉、中功一百卅二人、<sup>(3)</sup>〈工一百廿一人小半、夫十人大半〉、短功一百五十一人、<sup>(4)</sup>〈工百卅八人大半、夫十二人小半〉、

(2)

几帳六基〈四尺二基、三尺二基、二尺二基〉、料、檜樽三村、〈枝柱等料〉、<sup>(2)</sup>尺九寸桁一枝、<sup>(3)</sup>〈長三尺〉、<sup>(4)</sup>七六寸桁一枝、<sup>(5)</sup>〈長五尺、並土居料〉、熟銅大

八両、減金小一両、水銀二分、漆一升五合、絹一尺五寸、細布一尺五寸、綿十両、掃墨五合、油三合、伊予砥半顆、青砥一枚、炭六斗、和炭五斗、<sup>(6)</sup>单功五十三人、<sup>(6)</sup>〈木作工廿人、漆塗廿人、銅十三人〉、

(3)

五尺屏風四帖料、楳樽十村、〈骨料〉、檜樽一村、〈押料〉、炭三斛、<sup>(7)</sup>鑄釘并塗金料、和炭六斛、<sup>(8)</sup>〈作脇金料〉、熟銅大三斤十二両、<sup>(8)</sup>〈作脇金料〉、半熟銅大十二斤、<sup>(9)</sup>〈鑄釘料〉、減金十両三分、水銀五両二分、一窠白綾十二丈四尺、<sup>(9)</sup>〈表料〉、縹繩十二丈四尺、<sup>(10)</sup>〈裏料〉、紫綾五丈六尺、<sup>(10)</sup>〈縁料〉、<sup>(10)</sup>緋繩二丈、<sup>(10)</sup>〈番料〉、調布二丈、<sup>(10)</sup>〈番中張料〉、商布九段一丈五尺、<sup>(10)</sup>〈下張料〉、<sup>(10)</sup>練糸一両、<sup>(10)</sup>〈中張布縫料〉、紙二百五十張、<sup>(10)</sup>〈中張料〉、薄紙五十六張、<sup>(10)</sup>〈縁料〉、紫革一枚、<sup>(10)</sup>〈長二尺五寸、銭形料〉、膠小四両、<sup>(10)</sup>〈塗縁料〉、石灰八合、<sup>(10)</sup>〈合麦粉料〉、糯米八升、<sup>(10)</sup>〈張布料〉、小麦一斗、<sup>(10)</sup>〈張紙料〉、<sup>(10)</sup>单功一百卅九人、<sup>(10)</sup>〈木工十六人、漆工五人、鍛冶工十七人、細工五十六人、<sup>(10)</sup>鑄工三人、張工卅八人、夫四人〉、

(4)

小行障四鑄具料、檜樽二村、熟銅大三斤、減金小八両、鑑銀小四両、信濃布一尺、白鑄薄六枚、<sup>(11)</sup>〈方八寸〉、細布六尺、阿膠六両、漆一升六合、<sup>(11)</sup>絹一尺六寸、掃墨四合五夕、炭一斛、和炭四斛、<sup>(11)</sup>单功六十人、<sup>(11)</sup>〈木工十人、漆十人、銅廿八人、白鑄十二人〉、

(5)

大翳篔二合料、波太板四枚、<sup>(12)</sup>〈長六尺、厚一寸五分、広二尺〉、阿膠廿両、炭四斗、白鑄薄十枚、<sup>(12)</sup>〈方八寸〉、阿膠十両、信濃布四尺、炭四斗、漆四升、絹四尺、綿二屯、細布四尺、信濃布六尺、調布六尺、掃墨二升、燒土二升、油一合、伊予砥半顆、青砥一枚、炭二斗、<sup>(12)</sup>单功六十五人、<sup>(12)</sup>〈木工廿人、漆廿人、白鑄廿五人〉、

(6)

大笠柄二枝、<sup>(13)</sup>〈加志部〉、料、檜樽一村、白鑄薄四枚、<sup>(13)</sup>〈方八寸〉、阿膠四



- (20) 張御殿蓋代料、調布十端、練糸一約、苧小五斤、単功十四人、(木工十二人、夫二人、)
- (21) 軽幄骨一具料、漆七升、絹五尺、綿二屯半、掃墨二升、焼土二升、青砥一枚、炭一斛、単功卅人、
- (22) 床一脚(方六尺、)料、漆四升、絹三尺、綿十二両、細布三尺、信濃布六尺、掃墨一升、焼土一升、伊予砥半顆、青砥一枚、炭五斗、単功十二人、
- (23) 鎮子十二枚料、熟銅大十四斤、白鑄十二両、鉄二廷、炭十二斛、和炭二斛、単功百人、
- (24) 葉袋卅四枚料、七六寸桁一枝、白鑄薄十七枚、(方八寸、)阿膠九両、炭一斛、漆六升八合、絹五尺、綿二斤、調布二丈、掃墨三升、焼土二升、油五合、炭一斛、単功百人、(木工卅八人、漆工卅四人、白鑄十八人、)
- (1) 二 慶長本等「三」。
- (2) 尺 訳注本「五六寸桁」「六七寸桁」の類例により、「尺」を「八」の誤写と見て改める。
- (3) 枝 版本および訳注本「枚」に作る。
- (4) 七六 版本「六七」に作り、訳注本は版本に従って改める。
- (5) 枝 版本および訳注本「枚」に作る。
- (6) 廿 土本等「卅」。近本・壬本等により改める。
- (7) 三 考異は誤ありとする。
- (8) 丈 土本等無し。京博本・島原本朱書により補う。
- (9) 緑 土本等「緑」。壬本・梵本等により改める。以下、「緑」と「緑」の混用については言及を省略する。
- (10) 寸 土本等無し。壬本補書・京博本朱傍書等により補う。
- (11) 米 土本等無し。近本補書・島原本イ本書入により補う。
- (12) 斗 訳注本は考異の説に従いこの下に「二升」二字を補う。
- (13) 三 土本等無し。近本補書・京博本朱傍書等により補う。
- (14) 人 土本無し。壬本・京博本等により補う。
- (15) 鑄 土本等「錫」。壬本・京博本等により改める。
- (16) 檜 土本等この上に「料」あるも衍と見て削る。考異はこの部分に錯乱があり、もとは「壺二口(○分注略)料概一枚、柄二枝(○分注略)料檜樽一枚」とあつたと推測する。
- (17) 薄 土本無し。近本補書・壬本・京博本等により補う。
- (18) 錠 慶長本・訳注本「錠」。
- (19) 椽 土本等朱傍書「半挿」。
- (20) 「頁イ」 土本等無し。壬本・京博本による。
- (21) 脚 齋宮式14条「具」。
- (22) 二 近本「三」。
- (23) 功 土本等無し。京博本朱補書・玄梁本および版本により補う。
- (24) 七六 島原本傍書・京博本朱傍書および版本は「六七」に作る。訳注本も島原本に従い改める。
- (25) 薄 土本無し。近本・壬本等により補う。
- (26) 升 土本「升升」。壬本・京博本等により一字削除する。

### 32 野宮装束条

#### 野宮装束

##### (1)

- 白木斗帳一具、几帳四基、(三尺二基、二尺二基、)五尺屏風四帖、膳櫃四合、台盤四面、(各四尺、)雕木一具、大壺一合、(已上七種料物単功、同初齋院、)



(2)

輿一具、(長一丈四尺、広三尺、高五尺四寸、斗内長三尺一寸、)障子四枚、(一枚長四尺八寸、広一尺八寸、一枚高四尺一寸、広三尺三寸五分、二枚各高三尺、広六寸五分、)料、五六寸桁二枚、壁代・東柱・鳥居等料歩板二枚、平帖料檜樽二村、椶十三枝、(各長五尺、方二寸、但一枝方一尺、)枋料簀子二枚、障子骨料榿樽二村、熟銅大冊六斤、減金小一斤十二両、銀大一両、水銀小十四両、鉄三廷、炭二斛一斗、和炭五十斛五斗、漆九升、掃墨二升、焼土二斗、帛三尺、油三合、淺紫纈帛三丈六尺、東繩三丈六尺、錦一丈三尺、紫糸二両、生糸六両、石見綿三斤、調布一丈三尺五寸、商布一段、苧小一斤、薄紙十五張、膠小四両、伊予砥一顆、糯米一升三合、小麦五合、長功三百廿九人、(木工冊七人、銅一百冊七人、鉄七人、漆十人、画七人、張五人、笠廿人、夫卅八人、)中功三百八十四人、(工三百卅八人半、夫卅五人半、)短功四百冊八人、(工三百九十五人、夫五十三人、)

(3)

腰輿一具、(長一丈二尺、広二尺九寸、斗内長三尺、脚高五寸、)障子二枚、(一枚長五尺、広二尺、一枚長五尺、広二尺二寸、)枋料簀子二枚、壁代・梁料歩板一枚、高欄・鳥居等料檜樽半村、障子骨料榿樽一村、熟銅大十二斤、減金小七両、水銀小三両二分、鉄一廷、漆四升、掃墨一升、帛一尺二寸、石見綿一斤八両、調布七尺二寸、油二合、淺紫纈帛二丈六尺、東繩二丈六尺、錦八尺、淺紫糸二分、練糸二分、薄紙八張、阿膠小二分、伊予砥、青砥、糯米六合、小麦五合、炭一石、和炭十四斛二斗五升、長功一百五十一人半、(木工廿五人、銅五十九人、鉄二人、漆卅六人、画三人、張三人、夫十三人半、)中功百八十八人、(工一百六十三人小半、夫十六人大半、)短功二百五人大半、(工一百八十六人大半、夫十九人、)

(4) 御輿中子菅蓋一具、(菅并骨料材從撰津国、笠縫氏參來作、)料、生糸六

両、苧小十両、(已上二種骨結料、)单功十人食料、白米二斗、(人別二升、)塩二合、(人別二夕、)醬滓二升、(人別二合、)魚二升、(人別二合、)海藻一斤四両、酒六升、(人別六合、)

(5)

菅翳二柄、(同笠縫作、单功十人、)料、漆四合、掃墨二合、苧小一斤、(結料、)生糸五両、石見庸綿四両、(絞漆料、)商布一丈、(拭菅料、)白米二斗、塩二合、酒六升、海藻一斤四両、醬滓二升、魚二升、翳柏形四枚、管金二口、筋金四枚料熟銅大一斤八両、減金一両、水銀二分、炭一斗、和炭一石五斗、单功卅人、(木工八人、漆工四人、鍛冶工四人、細工十三人、夫一人、)

(6)

張御殿蓋代料、調布八端四尺、(切甘条、条別長一丈七尺、)練糸一綯、苧小五斤、

(7)

同宮自伊勢齋宮入京儲料、御輿一具、(並料物单功、同野宮、)

(8)

四尺屏風四帖料榿樽八村、(作骨料、)檜樽半村、(押料、)熟銅大四斤、(作脰金料、)半熟銅大十二斤、(鑄花形釘料、)炭五斛五斗、(一斛五斗鑄花形釘料、一斛五斗塗金料、二斛燒骨料、五斗絞漆料、)和炭五斛五斗、(四斛作脰金料、一斛五斗鑄釘料、)糯米八升、(張布料、)掃墨八合、(合漆料、)白綾一疋三丈六尺、(表料、)縹繩一疋三丈六尺、(裏料、)調布一丈六尺八寸、(番中張料、)黒紫繩四丈九尺六寸、(縁料、)緋繩一丈六尺八寸、(番料、)商布七段一丈、(下張料、)紙二百十二張、(中張料、)薄紙冊六枚、(縁并番料、)紫革一枚、(錢形料、)小麦一斗二升、(紙粘料、)漆八合、(塗押料、)減金十両二分、水銀五両一分、(塗釘脰金料、)单功一百冊九人、(木工十六人、漆工五人、鍛冶工十七人、夫四人、細工五十六人、鑄工三人、張工冊八人、)

(9) 「弘」<sup>(17)</sup>

御輿蓋一枚料、油繩一丈六尺二寸、調布一丈六尺二寸、単功三人、(漆工、)

(10)

塗赤漆御膳櫃六合、(各長二尺三寸、広二尺二寸、深八寸二分)下居机六脚、(各長五尺七寸五分、広二尺三寸、高一尺七寸)枋十六枚、(各長九尺、周六寸五分)韓櫃一合、(長二尺六寸、広一尺七寸、深一尺一寸)料、漆六升六合、石見庸綿二斤、荏油一升八合、炭一斛、(絞漆并塗料)単功卅九人、(御膳櫃并下机卅六人、枋十六枚五人、韓櫃三人、夫五人、)

(11) 「弘」<sup>(18)</sup>

塗黒漆御輿前櫃一合、(長三尺、広九寸、深八寸)小辛櫃一合、(長一尺五寸、広一尺一寸、深八寸)捧壺二合、(各周一尺九寸、高六寸)柄二枝、(各長八尺)大笠柄一枝、(長八尺)幕柱二枝、柄一枚、(長一丈五尺五寸)幔柱廿四枝、(各長八尺六寸)料、漆六升、石見庸綿二斤、粘料調布二尺七寸、(一尺五寸粘壺料、一尺二寸絞漆料)油五合、掃墨一升、炭一斛五斗、単功廿一人、(御輿前櫃四人、小辛櫃二人、捧壺五人、柄二人、大笠柄一枝、幕柄一枝六人、幔柱廿四枝六人、夫四人、)

(1) 枝 土本等「枚」。上条の例により改める。

(2) 二 土本等無し。近本傍書・京博本朱傍書および版本により補う。

(3) 枝 土本等「枚」。上条の例により改める。

(4) 方一尺 訳注本は考異の説により「広一尺」に改める。

(5) 糸 土本無し。近本傍書・壬本・京博本等により補う。

(6) 三百廿九人 分注と合わない。考異は「三百廿一人」とし、分注の「漆十人」を「漆六十人」に、「笠廿人」を「笠十人」に校訂する。

(7) 二 慶長本等「三」。

(8) 一百五十一人半 分注と合わず。

(9) 料 訳注本は考異の説に従いこの下に分注「人別二両」を補う。

(10) 条 土本無し。近本・壬本等により補う。

(11) 入京 土本等朱傍書「給」。

(12) 金 土本等この下に「物」あり。考異に従い削る。

(13) 八寸 土本等無し。下文緋繩の尺寸を参考とする考異の説に従い補う。

(14) 中 土本等「下」。考異の説に従い「中」に改める。

(15) 卅 土本・近本「卅」。壬本・京博本・梵本等により改める。

(16) 卅 土本「卅」。近本・壬本等により改める。

(17) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(18) 「弘」 土本無し。壬本・京博本等による。

(19) 枝 考異はこの下に分注「各長若干」を補うべしとする。

(20) 廿一人 分注と合わず。考異は「廿九人」と改めるべしとする。

(21) 辛 土本「半」。近本・壬本等により改める。

(22) 柄 土本等「枋」。誤写と見て、雲州本・訳注本に従い改める。

### 33 賀茂装束条

賀茂初齋院并野宮装束

(1)

斗帳二具、(白木一具、漆一具)几帳十基、(三尺六基、一尺五寸四基)

(2)

屏風六帖、(五尺二帖、四尺四帖)金装車一具、小行障二枚、大翳二枚、(入平文筥)大笠柄二枝、(平文、加志部)銀捧壺二口、(加平文柄并志部)平文筥二合、輿一具、腰輿一具、屏織二枚、大行障四枚、小翳筥一合、輕輻骨二具、(已上料物・単功、並見上)

(3)

櫛机一具(長一尺五寸、広一尺三寸、足高九寸)料、波多板一枚、檜樽半村、阿膠十両、炭二斗一升、切釘廿隻、漆一升二合、掃墨三合、焼土三合、綿六両、絹一尺、手作布一尺、単功九人、(木工六人、漆三人)

(4)

膳櫃三合、(加榻并杓)樽一荷、銀飯鏡<sup>④</sup>一合、銀水鏡<sup>⑤</sup>一合、銀盞一合、銀盤二口、(以上料物・単功、並見上、)

(5)

銀箸三具(各長八寸四分)<sup>⑥</sup>料、銀小十二両、和炭三斗、長功三人、中功四人半、短功六人、

(6)

銀匕二柄料、銀小十八両、和炭二斗、油一合、長功四人、中功六人、短功八人、

(7)

銀箸台二口料、銀小冊八両、炭四斗、和炭一斛、油二合、塩二升、長功八人、中功<sup>⑦</sup>十人、短功十二人、

(8)

銀唾壺一口(口径八寸五分)料、銀小七十八両、炭二斗、和炭<sup>⑧</sup>一石五斗、油一合五夕、鉄半廷、長功五人、中功六人、短功七人、

(9)

白銅酒壺一合(受一斗)料、白銅大廿斤、油五合、鉄三廷、炭卅斛、和炭一斛、信濃布一丈五尺、麻繩一了、伊予砥一顆、長功五十人、中功五十五人、短功六十人、

(10)

白銅杓一柄(加盤)料、白銅大十両、炭四斛、油一合、信濃布一丈、長功十人、中功十二人、短功<sup>⑨</sup>十四人、

(11)

白銅風炉一具料、白銅大三斤、炭四斛、油一合五夕、信濃布七尺五寸、長功十人、中功十二人、短功十四人、

(12)

白銅火炉一具料、白銅三斤、炭四斛、油一合五夕、信濃布七尺五寸、長

功十人、中功十二人、短功十四人、

(13)

朱漆台盤三面(各三尺、加台)料、漆九升、朱砂卅両、掃墨三升、油五合、焼土五升、綿三屯、絹七尺、細布一丈二尺、信濃布一丈二尺、調布一丈五尺、伊予砥一顆、青砥二枚、阿膠十両、炭一斛、単功廿五人、

(14)

酒海三合、(各受二斗)二合料、漆四升、朱砂十六両、質布一丈、絹・布各四尺、綿一斤、油四合、炭一斛、一合料、漆二升、掃墨七合、焼土八合、質布五尺、絹・布各一尺五寸、油一合、炭二斗五升、単功十三人、(朱漆八人、墨漆五人、)

(15)

<sup>⑩</sup>下食盤十枚(各方一尺七寸)料、漆五升、朱砂十二両、掃墨二升、焼土二升、油三合、質布一丈、絹六尺、綿三屯、炭一斛、単功卅人、

(16)

白銅箸四具料、白銅大八両、細布三尺、信濃布五尺、油二合、炭一斛、長功十二人、中功十四人、短功十六人、

(17)

白銅匕八柄料、白銅大九十六両、鉄一廷半、細布五尺、信濃布七尺、油四合、炭八斗、長功六十四人、中功七十二人、短功八十人、

(18)

白銅杓二柄、台盤七面、(八尺一面、四尺六面)葉袋卅四枚、(已上人給料、但白銅杓已下料物・単功、見上、)

(1)

枝 土本「枝」。近本・壬本等により改める。

(2)

升 土本等「寸」。近本訂正・京博本訂正等により改める。

(3)

功 土本等「工」。版本に従い改める。

(4)

鏡 土本・近衛本・壬生本等「鏡」に作り「鏡イ」と傍書、藤波本「鏡」。

これに従い改める。慶長本等および訳注本は「鏡」とする。

(5) 鏡 土本・近衛本・壬生本等、「鏡」に作り「鏡」と傍書、藤波本「鏡」。

これに従い改める。慶長本等および訳注本は「鏡」とする。

(6) 四 慶長本等「八」、京博本朱傍書「八イ」。

(7) 中 土本この上に「中功八人」あり。近本・壬本等により削る。

(8) 一 土本等無し。壬本・慶長本等補書により補う。

(9) 功 土本無し。近本補書・壬本・京博本等により補う。

(10) 下食盤 土本等朱傍書「オハシ、諸司口伝也」。また壬本・京博本の朱傍書「又云、ヲモノ盤イ」。

### 34 親王頓料条

凡親王頓料、斗帳一具、〈高八尺、方一丈〉、五尺屏風十帖、〈料物功程、並見上、〉

### 35 位記料条「延イ」<sup>①</sup>

凡内記局所請位記料、赤木軸七枚、黄楊軸廿枚、厚朴軸百枚、毎年十二月充行之、

(1) 「延イ」 土本等無し。壬本・京博本等による。

### 36 黄楊条

凡年料納黄楊木者、参河国六枝、土左国七枝、<sup>①</sup>

(1) 七 民部式下53条「六」。

### 37 的条「弘」<sup>①</sup>

凡木工寮造大射・賭射・騎射等的、皆差向画師使塗画、

(1) 「弘」 土本等無し。壬本等による。京博本朱書は「弘イ」。

### 38 番上工条

凡番上工冊八人、各日黒米二升、

### 39 作物衣条「貞」<sup>①</sup>

凡長上・番上給作物衣者、五月十一日奏之、〈以調布給之、〉

(1) 「貞」 土本等無し。京博本朱書による。

### 40 史生以下禄条「貞」<sup>①</sup>

凡史生以下雑工已上給等第禄、五月十六日奏之、〈以庸布給之、〉

(1) 「貞」 土本等無し。壬本・京博本等による。

### 41 雑工条「延イ」<sup>①</sup>

凡雑工自非寮申文、不聴遷他色、其年老身疋不堪出仕、永許還郷、然後申補其替、

(1) 「延イ」 土本等無し。壬本・京博本等による。

### 42 典薬直条

凡典薬医師一人、令直於寮、

### 43 六衛府直条

凡六衛府舍人各二人、令直於寮、

### 44 縫物条

凡有可縫調之物者、移大藏省、不限多少、受官人令縫、<sup>①</sup>

(1) 受官人令縫 版本・訳注本は「受令官人縫」。

45 不仕条「貞イ」<sup>①</sup>

凡糧米并間食不仕料、充寮中雜用、

(1) 「貞イ」 土本等無し。壬本・京博本等による。

延喜式卷第十七

延長五年十二月廿六日外從五位下行左大史臣阿刀宿祢忠行<sup>①</sup>

從五位上行勘解由次官兼大外記紀伊権介臣伴宿祢久永

從四位上行神祇伯臣大中臣朝臣安則

大納言正三位兼行民部卿臣藤原朝臣清貫

左大臣正二位兼行左近衛大將皇太子傅臣藤原朝臣忠平

(1) 刀 土本「力」。近本・壬本等により改める。

註

(1) その後、賀茂別雷神社の泉亭文庫本も土御門本系統の写本であることを確認した。

(2) ただしやはり親本は同じであって、土御門本が書写された後、近衛本が書写されるまでの間に、親本に文字が補われたという可能性が考えられなくもない。

(3) 例えば7河頭祓料条で土御門本と同様「各」字が脱落するなど、土御門本独自の誤脱・誤写を共有している。

(4) 大和文華館鈴鹿文庫版本にも「官本无」との書入れがある。

(5) 前田育徳会尊経閣文庫にはA B二種類の写本が存在する(小倉二〇一八b)が、そのうち本稿ではより早く書写された前田A本のみを検討対象とする。

(6) ただし島原本そのものが親本もしくは祖本というわけではない。

(7) ただし25屏風条において、壬生本では「骨料樽樽二村半」と誤写している箇所が京博本では「骨料樽二村半」と記した上で「樽」の下に後筆「樽」が補入されている。これは転写ミスとも考えられるが、一応、指摘しておきたい。

(8) 玄梁本には壬生本・京博本に存在する標目で落ちていないものがあり、転写時の脱漏と考えられる。一方、京博本には壬生本にない朱書標目(たとえば18条の「諸

司印」など)が存在することがあるが、これは後から追記されたものであろう。なお、版本および版本の書入れの中にはこの龍頭標目に関するものも存する。

付記

本稿はJSPS科研費16H03485・17H0617・26284099による成果の一部でもある。

(国立歴史民俗博物館研究部)  
二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)